

電話等サービス契約約款 【現改比較表】 2021年12月1日現在

～2021年11月30日

2021年12月1日～

目次 (略) p

第1章～第15章 (略)

別記 (略)

料金表 (略)

目次 (略)

第1章～第15章 (略)

別記 (略)

料金表 (略)

[附 則 \(令和3年10月26日 P S 事推第00841378号\)](#)

[\(実施期日\)](#)

[1 この改正規定は、令和3年12月1日から実施します。](#)

[\(経過措置\)](#)

[2 当社は、令和3年12月1日以降、契約者指定番号発信サービス利用契約（第2種単独発信サービスに係るものに限り、）の新規受付を停止し、この規約第14条の65にかかわらず、申込があっても承諾いたしません。](#)

[3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。](#)

[4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。](#)